（別紙）

受給資格認定申請者一覧（1単位あたりの授業料を徴収する場合）

学校名	

通し番号	生徒氏名	生年月日	課程等	1単位あたり授業料額	履修期間	履修単位数	授業料額（月額）【a】	授業料減免額（月額）【b】	授業料実額（月額）【A（＝a－b）】	支給限度額【B】	支給額【C】	残支給期間（月数）	支給開始年月	残支給単位	備　考
計	名										円				

（注）
1　「通し番号」の欄は，各学校ごとに記入すること。
2　「生徒氏名」の欄は，姓名の間を１文字分空けること。
3　「課程等」の欄は，高等学校・中等教育学校の場合は，全日制，定時制，通信制の別を，専修学校の場合は，昼間学科，夜間等学科，通信制学科の別を記入すること。
4　「授業料額（月額）【a】」の欄は，「1単位あたり授業料額」，「履修期間」，「履修単位数」の欄に記入した値によって計算し，
その計算方法は，[1単位あたり授業料額÷履修期間×履修単位数]となる。
5　「授業料減免額（月額）【b】」とは，学校設置者による授業料減免額（授業料の減免額が年額などの方法により定められている場合には，授業料減免額の総額を減免に係る期間の月数で除した額）をいう。
6　「授業料実額（月額）【A】」の欄は，「授業料額（月額）【a】」から学校設置者による「授業料減免額（月額）【b】」を引いた額を記入すること。
7　「支給限度額【B】」の欄は，次の計算方法によって算出すること。支給限度額＝4,812円÷履修期間×履修単位数
ただし，履修単位数は，年間支給対象単位数の上限（30単位）及び在学期間中の支給対象単位数の上限（74単位）を超えない単位数で計算すること。
8　「支給額【C】」の欄は，「支給限度額【B】」と「授業料実額（月額）【A】」を比較し，いずれか低い方の額となる。
9　「残支給期間（月数）」は，36月（高等学校・中等教育学校の定時制・通信制及び専修学校の夜間等学科・通信制学科の場合は48月）からこれまでの在学期間を除いた残りの支給期間を月数で記入すること。
10　「授業料額（月額）【a】」，「授業料減免額（月額）【b】」，「支給限度額【B】」については，1円未満の端数が出た場合には切り捨てるものとする。

様式第２号（第８条第２項関係）

平成　年　月　日

殿

高等学校等就学支援金の加算支給に関する届出書

高等学校等就学支援金の加算支給について，次のとおり届け出ます。

注　保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな		生年月日　昭和・平成　年　月　日
	氏名	姓　名	
	住所	都道府県　市区町村	
学校	学校の名称	全日制・定時制・通信制（高等学校・中等教育学校の場合） 昼間学科・夜間等学科・通信制学科（専修学校の場合）	
	学校設置者の名称		
	学校の所在地	都道府県　市区町村	

【確認事項】

1．加算支給の届出区分のうち，該当するものを選択してください。

□　4月～6月　※前年度の課税証明書等　　□　7月～3月　※当該年度の課税証明書等

2．(1)または(2)の中から，該当するものを選択してください。

(1)　□

□　保護者の所得に関する書類を添付します。

保護者が１人の場合又は親権者若しくは未成年後見人の一部に別紙ロ③～⑤に該当する者がいる場合

[理由]

(2)

□　以下の理由により，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。

①　□　児童相談所に入所しており，児童相談所長が児童福祉法の規定により親権を行っています。

□　児童福祉施設に入所しており，児童福祉施設の長が児童福祉法の規定により親権を行っています。

□　法人である未成年後見人が選任されています。

□　民法第857条の２第２項に規定する財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人が選任されています。

□　その他，以下の理由により保護者の所得に関する書類を提出することができません。

[理由]

②　□　成人に達しており保護者がいないため，生徒本人又は主として生徒の生計をその収入により維持している者の所得に関する書類を添付します。

3．所得に関する書類を添付する者の氏名及び生徒との続柄を記入してください。

氏名	生徒との続柄

上記の内容に相違ありません。

記入者署名

※印の欄は，学校設置者において記入してください。　　※学校受付日　平成　年　月　日

備考　この用紙の大きさは，日本工業規格Ａ４とする。